

学校いじめ防止基本方針

古河市立古河第二小学校

1 いじめ防止に関する基本的な方針

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条に基づき、本校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ問題に向き合う教師の基本姿勢」、「いじめの未然防止に向けた取組」、「早期発見のための手だて」、「いじめに対する措置」等を明らかにする。

いじめは、いじめを受けた児童の心や体を深く傷つける、重大な人権侵害行為である。全ての児童がいじめを行わず、かつ他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを傍観することがないように、学校教育全体を通して道徳心を養い、規範意識を高め、他者を思いやる心情を育てる。

また、「いじめは人間として絶対に許されない行為」という意識を児童に徹底させ、全ての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止及び早期発見に組織的に取り組む。いじめが疑われる場合は、本人の心情により添いながら保護者や関係機関との連携を図り、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に全力で取り組む。

2 いじめ防止に向き合う教師の基本姿勢

- (1) 児童に寄り添い、行動を共にする教師
- (2) 児童のささいな変化を見逃さず、迅速に関わる教師
- (3) 常に児童の身になって考えようとする教師
- (4) 児童の取組や努力を認め、励ましのことばをかける教師
- (5) 教科指導と生徒指導を一体化させた授業を心がける教師
- (6) 日頃から、人権尊重の精神を意識した言動を心がける教師
- (7) 宿題や連絡帳、日記等の提出物、服装や持ち物等に常に目を配り、適切に対応する教師

3 いじめ防止対策の基本事項

(1) 基本施策

- ① 学校におけるいじめの未然防止に向けた取組
 - (ア) 「いじめはどの学校・どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」児童の育成に学校全体で取り組む。
 - (イ) 児童一人一人が認められ、相手を思いやる支持的な学級づくりに取り組むとともに、分かる授業を行い、学習の達成感や成就感の中で自己有用感を味わわせる。
 - (ウ) 道徳教育及びボランティア活動や、二小タイムやにっこり集会等体験的な活動の充実を図り、豊かな情操や道徳心を養い、互いに心が通い合える人間関係形成能力を高める。
 - (エ) 児童集会の実施等、児童自身がいじめ防止に対して、自主的に取り組めるよう、児童会活動を支援する。
 - (オ) いじめ防止に関する理解を深めるために、日頃から、人権教育を推進し、人権作文・人権標語等を活用した人権集会（学年・全校）を実施する。

② いじめの早期発見の措置

- (ア) いじめ調査の定期的な実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者を対象に定期的な調査を実施する。

 - 学校生活に係るアンケートを月に1回実施し、児童が困っていることや悩んでいることを相談しやすい環境を整える。
 - 学級懇談会や二者面談を活用し、保護者からの情報を得る。

(イ) いじめ相談体制の整備

児童及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラーや市教育支援センター臨床心理士等を活用したり、いじめ相談窓口（校内オンライン相談窓口）を設置したりする等、相談体制を整備する。

(ウ) いじめ防止等のための職員研修の充実

いじめ防止に関する職員研修を研修計画に位置づけ、定期的を実施することにより、職員の資質向上を図る。

③ 携帯電話やインターネットでのいじめに対する情報モラル教育の充実

携帯電話やインターネットの特性（情報の流通性、発信者の匿名性、依存症等）を児童や保護者が理解し、携帯電話やインターネットを通じて行われるいじめ行為を回避・防止するため、専門家を講師に迎え情報モラル教室を実施する。

(2) いじめ防止等に関する手だて

① いじめ防止対策に向けた組織「いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、該当児童担任

その他、校長の判断により、人権主任、関係諸機関職員及び専門的知識を有する者等を参加させることができる。

〈活動〉

ア いじめ防止に関する体制整備及び取組に関すること。

イ いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）

ウ いじめ事案（被害者・加害者・保護者）に対する対応に関すること。

エ 関係諸機関職員及び専門的知識を有する者との連携に関すること。

オ その他、いじめ防止に係ること。

〈開催〉

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(3) いじめ発生時の措置

① いじめに係る相談を受けたり、いじめ行為の疑いがある場合は、いじめられている児童や保護者の立場に立って、速やかに詳細な事実確認を行う。

② 学級担任が一人で抱え込むことがないよう、「いじめ問題対策委員会」を緊急に開催し、学校全体で組織的に対応する。

③ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導やその保護者への助言を継続的に行う。

④ いじめを受けた児童が、安心して教育を受けられるようにする必要があると認められた場合には、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う措置を講じる。

⑤ いじめの関係者（被害者・加害者）間における不要な争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。

⑥ いじめた児童に対しては、行為の善悪をしっかりと理解させ、深い反省や謝罪の気持をもたせ、今後の生活に生かすよう指導する。

⑦ 犯罪行為として取り扱われる内容のいじめについては、教育委員会及び所轄の警察等と連携し、適切に対応する。

(4) 重大事態発生時の対処

児童が自殺を企てたり、精神性の疾患を発生させたりするなど、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の措置を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、古河市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 古河市教育委員会と協議の上、該当事案に対処するため、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して学校としての説明責任があることを十分に自覚し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を十分に踏まえる。

その他 参考法令

茨城県いじめの根絶を目指す条例（令和２年４月１日）

茨城県いじめ防止基本方針（平成２６年３月）